# 医療機関からお問い合わせが多い補助制度の概要

本資料は、数多くある補助制度のうち、医療機関から特にお問い合わせが多いものについて、補助制度の概要、補助額の<u>試算</u>ができるようにまとめたものです。

実際の補助金申請の際には、補助金交付要綱等に基づく補助条件が付されることとなります。

### 目次

- 回復期機能病床整備事業
- 有床診療所等スプリンクラー施設整備事業
- 医療施設等耐震整備事業(耐震改修補助)
- 医療施設耐震化促進事業(耐震診断補助)
- 遠隔医療設備整備事業

# 回復期機能病床整備事業

#### 目的

急性期等の病床から、佐賀県地域医療構想において将来不足することが見込まれる回復期機能の病床への機能転換の促進を図る。 ※回復期=病床機能報告における回復期

### 補助内容

補助対象経費	回復期機能を提供する医療機関における病室、診察室、機能訓練室、浴室、廊下等の整
	備に要する費用
補助額	【施設整備(基準額)】
	新築、増改築 9,000千円 × 整備後の病床数
	※ただし、1㎡当たりの費用は360千円、1床あたりの面積は25㎡を上限とする。
	改修 3,747千円 × 整備後の病床数 3,747千円 × 整備後の病床数 3,747千円 × 整備後の病床数 3,747千円 × 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	※ただし、1㎡当たりの費用は149.88千円、1床あたりの面積は25㎡を上限とする。
	【設備整備(基準額)]
	10,800千円/1ヶ所 ※ただし、一品当たりの単価が100千円以上のものに限る。
	上記基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額に <u>補助率1/2</u> をかけたものが <u>補助額</u> となる
	  (計算例)
	病院を改修し、20床を急性期から回復期へ転換する場合
	(1) 基準額:3,747千円×20床=74,940千円(基準額)
	(2) 実支出額:70,000千円
	74.940千円 > 70.000千円 ⇒ 70.000千円が補助対象額
	70,000千円×補助率1/2=35,000千円(補助額)
	/ 0,000   円 八 <del>間 0 年 1</del> / 2 − 35,000   円 (

### 佐賀県内医療機関の利用実績

令和4年度	民間病院2施設が補助を活用
-------	---------------

# 有床診療所等スプリンクラー施設整備事業

### 目的

医療機関におけるスプリンクラー等設備の設置を支援することによって、県民の安全な療養環境の構築を図る。

### 補助内容

補助対象施設	診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟
補助対象経費	スプリンクラー等設備の整備のために必要な工事費又は工事請負費
補助額	① (1) 通常型スプリンクラー 基準額:23,000円 × 対象面積㎡ (2) 水道連結型スプリンクラー 基準額:22,000円 × 対象面積㎡ (3) パッケージ型自動消火設備 基準額:27,000円 × 対象面積㎡ (4) 消防法施行令第32条適用設備 基準額:26,000円×対象面積㎡ ※(1)(2)に限り、消火ポンプユニット等を設置した場合、1施設当たり2,174千円加算 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額が補助額となります。  ②自動火災報知設備 基準額:1施設当たり1,222千円 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額が補助額となります。

### 佐賀県内医療機関の利用実績

※R4は実績なし

令和3年度	民間有床診療所1施設、民間病院1施設が補助を利用
令和5年度	民間有床診療所2施設
令和6年度	民間有床診療所4施設が補助を利用

### 医療施設等耐震整備事業(耐震改修補助) 〈医療機関〉

目的

病院の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。

### 補助内容

古光白状	4
事業実施	1. 救命救急センター、病院群輪番制等の政策医療を担う病院(公立、公的病院は除く)
主体	①補強が必要と認められるもの(Is値が0.6未満)
	②Is値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設
	2. Is値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く)
	3. 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法第2条に基づいて佐賀県知事
	が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設
	カールしたり回午可国にためられた地展的炎工衆心に正備すべら区域地政
補助対象	耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要
経費	する工事費又は工事請負費
基準額	1①及び3…基準単価 <mark>51.3</mark> 千円×基準面積2,300㎡×1/2=58,995千円
※補助率	1②及び2…基準単価243.8千円×基準面積2,300㎡×1/2=280,370千円
1/2	※建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
-, -	※建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 (計算例) 1①に該当する病院において建築面積2.000㎡、建築単価48千円の場合
	(計算例) 「①に該当する例院において建業国債2,000川、建業半両40十万の場合 47.5千円×2,000㎡×補助率1/2=47,500千円
	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額が補助額
調整率	既存病床数が医療計画上の基準病床に占める割合 (精神病床、感染症病床、
	結核病床、療養病床、一般病床の合計)が105%以上の場合は「補助額×0.95」
	AND INCOME. AND PARTY OF THE PA

### 医療施設等耐震整備事業(耐震改修補助) 〈看護師養成所〉

### 目的

看護師等養成所の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。

### 補助内容

事業実施主体	①補強が必要と認められる看護師等養成所 ②耐震構造指標Is値が0.3未満の看護師等養成所
補助対象経費	土砂災害危険か所に所在する看護師等養成所として必要な新築、増改築に伴う 補強、既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
基準額 ※補助率1/2	①・・・基準単価39.2千円×基準面積2,300㎡×1/2=45,080千円 ②・・・基準単価186.3千円×基準面積2,300㎡×1/2=214,245千円 (計算例) ①に該当する看護師等養成所において建築面積2,000㎡、 建築単価39.2千円の場合 39.2千円×2,000㎡×補助率1/2=39,200千円 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額が補助額

# 医療施設耐震化促進事業(耐震診断補助)

### 目的

病院の耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図る。

### 補助内容

事業実施主体	耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制等の政策医療を担 う病院(公立、公的病院は除く)
補助対象経費	医療施設の耐震診断に必要な請負費
基準額	5,600千円×補助率2/3=3,733千円 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額が補助額

#### 佐賀県内医療機関の利用実績

平成27年度	民間病院1機関が活用
--------	------------

## 遠隔医療設備整備事業

### 目的

情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性の確保を図る。

### 補助内容

事業実施主体	都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者
補助対象経費	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費
基準額 ※補助率1/2	<ul> <li>1.遠隔病理診断</li> <li>①支援側医療機関 基準単価4,598千円×1/2=2,299千円</li> <li>②依頼側医療機関 基準単価14,198千円×1/2=7,099千円</li> <li>2.遠隔画像診断及び助言</li> <li>①支援側医療機関 基準単価16,390千円×1/2=8,195千円</li> <li>②依頼側医療機関 基準単価14,855千円×1/2=7,427千円</li> <li>3.オンライン診療装置</li> <li>基準単価8,250千円×1/2=4,125千円</li> <li>(計算例) 1①に該当する医療機関において、総事業費3,300千円で補助対象物品を購入する場合 3,300千円×補助率1/2=1,650千円</li> <li>※基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額が補助額</li> </ul>